

令和4年3月18日

## 令和3年度定期総会（書面表決）のご意見について

**（ご意見1）重要案件を討議、議論を経ず、書類のみでは？**

（ご回答1）コロナ感染症の問題もあり、ご指摘の通り十分な討議ができていないと思います。今後、特に共有地の利活用については、ワークショップ等を活用して十分な討議が必要と考えておりますので、ぜひ積極的にご参加ください。

**（ご意見2）**

**新規約について。1条4項、21条2項の意味が不明。5条個人なのか世帯代表者なのか？ 9条6項班長の定義がどこにも明文化されていない。**

（ご回答2 1条4項について）

従来規約からの変更はございません。従来から自治会から信徒総代に助成金を出し、総会の合同開催などを行っていることを指しております。

（ご回答2 21条2項について）

今までは、大野町自治会は法律で定めのない「任意団体」でしたが、地縁団体認可後は株式会社や有限会社と同じような法人格を持つ地縁団体となります。認可地縁団体は地方自治法（以下「法」といいます。）により法人格を得ることができるため、その法に対応した規約に変える必要があり新たに規約を策定しました。従来規約では会員は世帯代表者がその表決権（決裁権）を持っていましたが、新規約では会員は世帯ではなく個人となります。

そのため、従来通り自治会運営を円滑に行えるように21条2項では重要事項を除いて従来から世帯代表者の表決権を残すものです。

（ご回答2 5条について）

会員の単位は個人となります。

（ご回答2 9条6項について）

本条は役員の種別についての規約になりますので、班長の定義は行っておりません。また、班長の順番やルール等はそれぞれの班に任せているため自治会規

約の中には盛り込まれておりません。

(ご意見 3)

私は、高齢者です。数年後の体力が心配です。班長としての毎月の配り物が心配ですので、班長を免除していただけないでしょうか。だめなら自治会を退会させていただきます。

(ご回答 3)

今後も、高齢化などにより個別に配慮が必要なケースも増加すると思います。まずはご自身の班でお話しを行っていただき、皆様のご納得いただける形でそれぞれの班長のルール等を決めていただければと思います。

(要望 4) 大野町 3-68(株)松田注入器工場北側の排水路の土手に夏季にかけて雑草が茂る、改善(シートを張る)などをしてほしい。

(ご回答 4)

本年度も市に対して要望しておりましたが、実現しておらず申し訳ありません。引き続き令和4年度も要望を継続していきますのでご理解ください。

(ご意見 5)

新規約の第30条の内容で「会長が管理する」から「役員会が管理する」に変更してほしい。

(ご意見 5-1 第30条について)

第30条の資産とは、土地や預金等を含む自治会の資源となります。

よって、最高意思決定機関である総会の議決により会長が管理責任者とし、役員(会計等を含む複数人)で管理することで皆様の資産を安全に管理しています。

(ご意見 6)

認可地縁団体について、名義変更された場合の大野町自治会所有には同意ですが、維持管理費や将来の利用価値が本当にあるのか?売却する場合の問題等が懸念される。町民への説明と理解が必要と思われます。

(ご意見 6 大野町自治会所有地の利活用について)

現段階では利活用についての方向性は決まっておりません。ご提案の通り「維

持管理費や将来の利用価値が本当にあるのか？売却する場合の問題等」の課題をワークショップ等で議論をして、皆様の納得ができる利活用をしていくことが必要です。ぜひ積極的にご参加をいただき提案をしていただくことを期待しております。

(ご意見 7)

大野町所有とした後の活用については決まっていますか。新規約になって不都合な内容はありませんか(現規約と比べて)

(ご回答 7-1 大野町所有とした後の活用)

ご意見 6 のご回答と同じとさせていただきます。

(ご回答 7-2 新規約になって不都合な内容はありませんか(現規約と比べて))

新規約で運営される認可地縁団体のメリットは不動産を所有できるだけでなく、継続した活動基盤の確立、事業活動の充実が図れることです。一方では社会的信用が増し売買等を含む契約行為が行えるため、新規約は従来規約より厳格化されることがデメリットであるかもしれません。なお従来通り、認可地縁団体は公益性の高い活動を行うので、公民館の土地・建物の固定資産税の減免などの税制優遇措置を受けることができます。

以上